

令和元年定例会
予算決算常任委員会
環境生活農林水産分科会
説明資料

◎ 所管事項説明

- (1) 私債権の放棄について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (資料1)
- (2) 債権処理計画(平成30年度実績・令和元年度目標)について・・・ (資料2)

◎ 議案補充説明

- ・認定第5号 平成30年度三重県一般会計歳入歳出決算・・・・・・・・・・ (資料3)

令和元年10月31日

環境生活部

私債権の放棄について

令和元年 10月

環境生活部

平成 30 年度 私債権の放棄について

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」（以下、「債権管理条例」といいます。）第 14 条の規定に基づき、以下のとおり私債権を放棄いたしましたので、報告します。

放棄事由としては、徴収停止措置後 3 年を経過した後の資力調査でも無資力であったもの（条例第 14 条第 1 項第 1 号）が 1 件、13,170,219 円となっています。

<平成 30 年度 環境生活部関係 放棄債権一覧>

(単位:件、円)

債権名	調定件数 (案件数)	金額	放棄事由
NPO活動基盤強化事業業務委託 契約に係る委託料返還請求債権及び 違約金請求債権	1 (1)	13,170,219 及び当該委託料等に係る 遅延損害金に関する債権	第 1 項第 1 号

概要については、以下のとおりです。

●委託契約の目的・経緯

NPO の活動基盤の強化を支援することで社会課題を解決するとともに雇用の場を確保することを目的として、雇用対策事業の委託契約を締結しましたが、受託者による不正受給が発覚したため、契約を解除したものです。

●委託料の支払から債権放棄までの流れ

平成 21 年 12 月 平成 21 年度分委託料の支払い。
 平成 23 年 5 月 平成 22 年度分委託料の支払い。
 平成 24 年 5 月 平成 23 年度分委託料の支払い。
 平成 24 年 6 月 給料未払い等の不適正な事業執行による委託料の不正受給が発覚。
 平成 24 年 7 月 委託契約の解除及び返還請求。
 平成 24 年 8 月 督促状の送付。
 平成 25 年 1 月 債務者の死亡。
 平成 25 年 2 月 相続人全員が相続放棄。
 平成 27 年 3 月 債権管理条例第 11 条に基づく徴収停止を開始。
 平成 31 年 3 月 債権管理条例第 14 条に基づく債権放棄。(不納欠損処理)

※ 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」抜粋

(徴収停止)

第十一条 知事等は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、規則等で定めるところにより、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(略)

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(私債権の放棄)

第十四条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 第十一条の規定による措置を採った私債権について、当該措置を採った日から三年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。